



8月31日に、香我美小学校を主会場、香我美中学校をサブ会場、城山高校をサテライト会場として、市内全域で避難訓練を実施しました。

主会場とサブ会場では、陸上自衛隊第50普通科連隊との連携により、自衛隊ヘリからの非常用物資搬入訓練。消防団と自主防災組織の合同による要配慮者の避難訓練。女性防火クラブと日赤奉仕団の炊き出し訓練や、小中学校と自主防災組織の連携による避難訓練などを実施しました。

また、香我美消防団による放水訓練、香南警察署・

自衛隊・消防本部による合同救助訓練を実施したほか、四国電力及び県LPガス協会にも参加いただき、これまでも増して充実した訓練を実施することができました。

サテライト会場である城山高校では、赤岡一本松・高見・横町4区、須留田の各自主防災組織、城山高校、赤岡中学校及び赤岡消防団が一体となって、初めての取り組みである避難所の開設・運営訓練として、居住スペースの区割りや簡易トイレの製作や炊き出し、受付及び避難者名簿の作成を実施しました。

## 6,182人が参加



ぼくたちも訓練しました！



タオルで防災頭巾！



新聞紙でスリッパ！

香南市長 清藤真司

**訓練は命を救います**

3年前に起こった東日本大震災の津波で多くの犠牲者が出たことは、皆さんご承知のとおりです。

一方で震災時、日頃から防災訓練に参加していた人は多く助かったまぢがあります。また、釜石市の小中学校では、市内に点在する全学校の生徒が日頃の訓練どおり自主的に避難し、生存率は実に99.8%だった事実もあります。

このように、日頃の訓練で培ったこと、そして、その場での判断が多くの命を救ったのです。

地震や津波だけではなく、災害から生き残るためには、まずは「自分の身は自分で守る」こと、そして「隣近所、地域での助け合い」が非常に大切です。

日頃から近所の避難経路の確認をはじめ、積極的に防災訓練などの自主防災活動に参加し、災害に強い「コミュニティ」を地域でつくり上げていくことが、自分の命を守る第一歩であるといっても過言ではありません。

ですから、市が開催する防災訓練への参加はもちろんのこと、それぞれの地域の自主防災組織などの防災・避難訓練へも参加していただき、「どうすれば助かるのか？」を考えるきっかけにしてください。



台風11号で浸水(夜須町千切)



▲浸水していないとき

記録的豪雨により、県内全域に大雨洪水警報や土砂災害警報が発せられた台風12号と11号。この相次ぐ台風により、香南市では、浸水や土砂崩れ、道路の破損等の被害が発生しました。

**■台風12号**

8月2日午後5時20分、香南市に土砂災害警戒情報が発表され、同時57分に災害対策本部を設置。夜須町と香我美町の一部に避難勧告を発令。同日午後7時30分、香宗川の水位の上昇により野市町土居と中ノ村地区に避難勧告を発令。

同日3日午後4時30分、前日からの24時間雨量が400ミリを超え、大雨特別警戒を発令。

翌10日午後2時40分、全市域の避難勧告を解除。

**■被害状況等**

●避難所の開設数と避難者数(最大時)：台風12号/26カ所・84人、台風11号/16カ所・73人

※被害・災害件数、被害総額は9月16日時点です

●住宅など建物被害：床上浸水/9件、床下浸水/32件、暴風による一部損壊/13件

●高知県がけ崩れ住家防災対策事業申請/10件(次期申請予定3件)

●農地・農業用施設災害/230件、うち農地・農業用施設災害復旧事業への申請11件(農地7件、用排水路1件、頭首工(河川等)から用水路へ農業用水を引き入れるための施設)3件)

●市道・赤線・青線被害/市道37件、赤線29件、青線56件(うち公共土木施設災害復旧事業への申請予定/河川2件、道路12件、下水道1件)

●施設園芸用ハウスの倒壊・ポリなど被覆資材の被害総額/約1億8千7百万円

◆◆◆

災害から身を守るためには、防災気象情報や市からの緊急情報メール、携帯電話会社からの緊急速報メールでの情報だけでなく、身の回りに危険を感じたときには、自主的に避難しましょう。日頃からの備えや地域内での助け合いも大切です。

※香南市の土砂災害警戒区域と防災マップをホームページ(<http://www.city.kochi-konan.lg.jp/>)へ掲載しています。ぜひご確認ください

## 自然災害等における支援

詳しくは、それぞれの連絡先へお問い合わせください。

- 被災証明に関する事／防災対策課 ☎57-8501
- 税金に関する事／税務収納課 ☎57-8504
- 【市民税・固定資産税・軽自動車税・国保税の減免】
- 損害の程度により減免できる場合があります。
- 【確定申告等で適用を受けられる制度】
- 災害減税法による所得税の軽減免除、雑損控除を受けられる場合があります。
- 衛生に関する事／健康対策課 ☎57-7516
- 浸水被害での消毒等に関する事。
- 廃棄物に関する事／環境対策課 ☎57-8508
- 災害等により発生したごみの処理手数料の減免。

- 住まいに関する事／住宅管財課 ☎57-7536
- 災害による住宅の滅失等における市営住宅の一時使用等。
- 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金の貸し付けに関する事／福祉事務所 ☎57-8509
- 上下水道に関する事／上下水道課 ☎57-8512
- 災害により漏水した場合の水道料金の減免。
- 農地・農業用施設・農林道・水路に関する事／農林課 ☎57-7517
- 道路・河川・がけ崩れ等に関する事／建設課 ☎57-7518